

保健だより 4月

R6 第1号
2024.4.8(月) 利府高校保健室

この1年間、心身ともに健康的な生活を送るために4～6月にかけて健康診断が行われます。自分の身体の状態をきちんと把握し、自己管理ができるようにしていきましょう。



★令和6年度健康診断予定★ ～変更となる場合があります～

項目	日時	対象	場所	注意事項
身体測定 (身長・体重)	4月10日(水) 5・6校時	全年次	第一体育館	・上下ジャージ, 半袖Tシャツ に着替える
視力検査		全年次	各教室	・メガネ・コンタクトを忘れずに!
聴力検査		1・3年次	会議室 合同講義室	・静かに整列すること
尿検査	4月17日(水) 18日(木)	全年次	当日の朝, 保健委員が 回収 →保健室へ	・前日(16日)に容器等を受け取る ・体調が整わない生徒(女子)は 保健室に申し出る →5月8日(水)に提出
	予備5/8(水)	女子のみ		
	5月中	二次検査者		
結核検診	4月23日(火) 1校時～ (授業中)	1年次	保健室外 検診車(1F)	・登校後に上だけジャージ(中は指 定または白無地の半袖Tシャツ) に着替える (女子: 応接室で下着をとる)
心臓検診	4月25日(木) 1校時～ (授業中)	1年次	保健室外 検診車(1F)	・登校後に上下ジャージ(中は半袖) に着替える *事前に「問診票」の記入
歯科検診	5月15日(水) 5月16日(木) 1校時～	年次クラス の詳細は, 後日	会議室 (A棟2F)	・クラス毎に呼び出し ・自宅でしっかりと歯磨きをし, 検診前にうがいをする。
眼科検診	5月9日(木) 5月20日(月) 5月27日(月) 13:00～	年次クラス の詳細は, 後日	応接室 (A棟1F)	・クラス毎に呼び出し ・コンタクト使用者はつけたまま 受診可(医師に申し出ること)
内科検診	5月13日(月) 5月21日(火) 6月10日(月) 6月11日(火) 13:00～	年次クラス の詳細は, 後日	保健室 応接室	・クラス毎に呼び出し ・昼休みに上下ジャージ(中は半袖) に着替えておく
耳鼻科検診	6月20日(木) 13:00～	1年次	応接室 (A棟1F)	・クラス毎に呼び出し ・耳・鼻をきれいにしておくこと
色覚検査	7月上旬 昼休み	希望者	学習室	*6月下旬に希望調査を実施

～学校医の先生方をご紹介します～

○健康診断だけでなく、皆さんが健康的に学校生活を送れるようにご指導頂きます。

- ※管理校医 宮田 正弘 先生 (利府町; 利府の内科クリニック)
- ※内科校医 中山 恵輔 先生 (利府町; 利府の内科クリニック)
- ※歯科 斎藤 利夫 先生 (仙台市; 斎藤歯科医院)
- ※歯科 三浦 浩輝 先生 (利府町; ノーブルデンタルオフィス)
- ※眼科 鈴木 道子 先生 (利府町; 仙塩利府病院)
- ※耳鼻科 志賀 伸之 先生 (利府町; せせらぎ耳鼻科)
- ※薬剤師 新家 清隆 先生 (仙台市; リフレ薬局西多賀店)



保健室利用について



担任・副担・年次の先生の許可を得て、職員室で「保健室利用カード」をもらってきて下さい。
(救急の場合は、省略)



保健室に入ったら、必ず年次・組・名前を言います。「いつ頃」「どこが」「どのような状態」かを伝えて下さい。



保健室にある身長計や体重計、体温計などは必ず先生の許可を得てから利用して下さい。



保健室では、体調が悪くて休んでいる人がいます。入室したら静かにしましょう。

◎保健室；養護教諭は【児玉・佐竹】の二人体制です。宜しくお願いします。



保健室利用のルール



- * 養護教諭不在時は閉室です。〔その際は、担任(年次)・顧問の先生に連絡〕
- * 緊急時以外は休憩時間中に来室しましょう。
- * 保健室での飲食・携帯電話は禁止です。
- * 休養は1時間(1コマ)が目安です。
- * 早退・病院受診の場合は、担任(年次)や顧問・保護者と相談します。
(保健室は応急処置をするところです。治療や投薬はしません。)
- * 授業中の利用、早退の場合は『保健室利用カード(連絡)』が必要です。
利用後に、教科担当の先生または担任の先生に渡して下さい

保護者の皆様へお願い ～感染症対策について～

●登校する際は、体調の確認をお願いします。

感染防止の観点から、発熱や体調不良等がある場合は無理をせず、自宅で休養・病院受診をお願いします。(病院には事前に連絡を入れる) また、少し無理をして登校してきたけれど、体調不良のため授業を受けられず早退となる生徒もおります。その場合は必ず保護者の方に連絡を取りますので、再度、緊急連絡先や職場の連絡先をお子様と確認してください。体調が悪い場合は無理をせず、自宅で静養・受診するようにお願いいたします。

学校でケガをして病院に行ったら… ～災害共済給付申請について～

学校内(授業中・部活動中・休憩中)や登校・下校時の『学校管理下でのケガ』に対しては、医療費の申請手続きが可能です。医療費の点数が合計500点以上の場合(保険適用で1500円以上)が対象になります。〔「子ども医療費助成」制度(窓口支払いが無い場合でも)が実施されている市町村においても、申請手続きが可能です。特に利府町は、学校災害給付制度が優先されます。〕学校管理下でケガをした場合には、すぐに保健室にケガの報告と、手続きの相談をしてください。その際、医療費の確認(医療費助成の有無)のため、領収書等(コピー)の提出をお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。